災害名	地域	指定の期間
平成二十八年熊本地震	熊本県 別府市 竹田市 由布市 九重町 大分県	平成二十八年四月十四日から平成三十年六月十四日まで

○国土交通省告示第四百三十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十五日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
山陽自動車道	神戸市北区八多町上小名田字坂ノ裾二三一五番三 吹田山口線	平成三十年三月十五日九時

○国土交通省告示第四百三十五号

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（平成二十九年国土交通省令第六十七号）の施行に伴い、及び建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第七条の三第三号の規定に基づき、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を次のとおり定める。

平成三十年三月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

許可を受けようとする建設業が次の表の上欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表の下欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習（同表の上欄に掲げる建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有することを受講資格の一つとし、かつ、当該受講資格を有する者が受講するものに限る。）

大工工事業	一　登録型枠基幹技能者 二　登録建築大工基幹技能者
左官工事業	一　登録左官基幹技能者 二　登録外壁仕上基幹技能者
とび・土工工事業	一　登録橋梁基幹技能者 二　登録コンクリート圧送基幹技能者 三　登録トンネル基幹技能者 四　登録機械土工基幹技能者 五　登録ＰＣ基幹技能者 六　登録鳶・土工基幹技能者 七　登録切断穿孔基幹技能者 八　登録エクステリア基幹技能者 九　登録グラウト基幹技能者 十　登録運動施設基幹技能者 十一　登録基礎工基幹技能者 十二　登録標識・路面標示基幹技能者
石工事業	登録エクステリア基幹技能者
屋根工事業	登録建築板金基幹技能者
電気工事業	登録電気工事基幹技能者
管工事業	一　登録配管基幹技能者 二　登録ダクト基幹技能者 三　登録冷凍空調基幹技能者
タイル・れんが・ブロック工事業	一　登録エクステリア基幹技能者 二　登録タイル張り基幹技能者
鋼構造物工事業	登録橋梁基幹技能者
鉄筋工事業	一　登録ＰＣ基幹技能者 二　登録鉄筋基幹技能者 三　登録圧接基幹技能者
舗装工事業	登録運動施設基幹技能者
しゅんせつ工事業	登録海上起重基幹技能者
板金工事業	登録建築板金基幹技能者
ガラス工事業	登録硝子工事基幹技能者
塗装工事業	一　登録建設塗装基幹技能者 二　登録外壁仕上基幹技能者 三　登録標識・路面標示基幹技能者
防水工事業	一　登録防水基幹技能者 二　登録外壁仕上基幹技能者
内装仕上工事業	登録内装仕上工事基幹技能者
熱絶縁工事業	登録保温保冷基幹技能者
電気通信工事業	登録電気工事基幹技能者
造園工事業	一　登録造園基幹技能者 二　登録運動施設基幹技能者
建具工事業	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者
消防施設工事業	登録消火設備基幹技能者

附　則

1　この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

2　この告示の施行前に、本則の表の下欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習のうち、それぞれ同表の上欄に掲げる建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有することを受講資格としないものを修了した者について、同欄に掲げる建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有するに至ったときは、本則に規定する登録基幹技能者講習を修了した者とみなす。

3　本則の表の下欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習のうち、それぞれ同表の上欄に掲げる建設業以外の建設業（同表の上欄に掲げるものに限る。）に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有することを受講資格の一つとするものを修了した者について、当該建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有するに至ったときは、当該建設業に係る当該登録基幹技能者講習を修了した者とみなす。